

脱毛機が医療機器として扱われる基準

脱毛機が医療行為に当たるかどうかは、厚労省の次のような通知で判断されます。

厚労省2001年11月8日通知

「用いる機器が医療用であるか否かを問わず、強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部などを破壊する行為は医療行為とする。